

平成19年4月1日

### 東京理科大学「研究行動憲章」

私たち、東京理科大学において研究を遂行する教職員と学生、ならびに研究に関する業務を行う教職員は、その社会的責任の重さを自覚し、本学の使命を十全に果たすために、以下の全条文を銘記し、正しく理解した上で行動します。

- 1) 私たちは、「建学の精神」（理学の普及を以て国運発展の基礎とする）を堅持し、「実力主義」の伝統の基に、良心（Conscience）に基づく科学（Science）を重視した教育と研究を実践します。
- 2) 私たちは、地球の持続的な発展と人類・世界の繁栄を目標とし、我が国および世界の科学・文化を築くために、さらなる社会貢献に努めます。
- 3) 私たちは、「学問の自由」の原則に基づき、人類共有の財産となる知識を蓄積し、次世代の人材を育成するという大学の使命を果たすべく、高い倫理観を保持しつつ、教育と研究に尽力します。
- 4) 私たちは、研究におけるあらゆる不適切、不正な行為が社会に対する背信行為であり、研究活動そのものの存続を危うくするという認識の基に、研究報告の捏造、改ざん、盗用を行わないばかりか、つねに科学的根拠を明らかにし、説明責任を果たします。
- 5) 私たちは、研究資金が多くの人々の期待と信頼の基に、社会から付託されたものであることを認識し、研究費の不適切な使用や不正行為を根絶するよう努めます。
- 6) 私たちは、この憲章を全学に周知徹底し、全教職員共々遵守します。
- 7) この憲章に反するような事態が生じた場合には、本学は法令、学内規程・規則にしたがって厳正に対処し、速やかに社会に対する情報の公開と説明責任を果たします。さらに本学は、学内諸規程により関係者を厳正に処分すると共に、再発防止のための処置を行います。

平成 19 年 4 月 1 日 東京理科大学「研究行動憲章」制定時の学長声明

東京理科大学は「研究活動に関する不正防止対策検討委員会」において、東京理科大学の教育研究活動に携わるすべての教職員・学生の科学者としての不正行為を防止するため、科学者倫理に関する検討を行いました。その結果、東京理科大学が社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に教育・研究を進め、東京理科大学の教育・研究の理念を健全に遂行するため、各個人の自主性の上に、それぞれの専門分野に共通する倫理規範として、平成 19 年 4 月に東京理科大学の「研究行動憲章」を定めました。

東京理科大学の教職員・学生は「研究行動憲章」に則り、自然・人間・社会とこれらの調和的発展のための科学技術の創造を目指す教育・研究に従事いたします。